

令和3年 9月28日
13:15～ 第6委員会室

第2回議会改革協議会 次第

- 1 第1回議会改革協議会の協議結果について（確認）
- 2 議会及び議員の政策立案及び政策提言機能の強化について
- 3 多様な人材が活躍できる議会の環境づくりについて
- 4 多様な手段による議会活動の報告等について
- 5 第3回協議会について
- 5 その他

第 1 回議会改革協議会 会議録

開催日：令和 3 年 6 月 1 5 日（火曜日）

開催場所：議事堂 2 階 2 1 会議室

出席委員：田仲常郎委員（自民党・無所属の会：座長）、三原朝利委員（自民党・無所属の会）

本田忠弘委員（公明党）、渡辺修一委員（公明党）

白石一裕委員（ハートフル北九州）、森本由美委員（ハートフル北九州）

山内涼成委員（日本共産党）、出口成信委員（日本共産党）

日野雄二委員（自民の会）、戸町武弘委員（自民の会）

議 題：

- 1 議会改革協議会について（経緯確認）
- 2 多様な手段による議会活動の報告等について
- 3 議会及び議員の政策立案及び政策提言機能の強化について
- 4 多様な人材が活躍できる議会の環境づくりについて
- 5 第 2 回協議会について

※冒頭、鷹木議長挨拶（挨拶後、退席）

1 議会改革協議会について（経緯確認）

【事務局説明】

資料 1 により説明。

【座長】

- ・ただいまの説明について御確認いただけるか。（全員了承）
それではこれを前提として今後の議論を進める。

2 多様な手段による議会活動の報告等について

(1) SNSなどを活用した情報発信等

【事務局説明】

- ・資料 2-1～2-4 により説明。

【座長】

- ・ただいまの説明を踏まえ、本市議会として SNS を利用し、どのような情報を発信することが望ましいと考えるか、提案会派の説明をお願いします。

【提案会派（自民党・無所属の会）説明】

- ・SNS での情報発信が主流であり、その中で、我々北九州市議会においも、より積極的に情報発信、情報提供をしていくべきではないか。

- ・具体的には、北九州市議会独自アカウントの設定、フェイスブック、ツイッターなどの媒体はどれにするか、また、例えば、定例会や委員会の情報や、定例会の発言通告の内容等の発信をしたらどうか、など協議したい。

※以下、主な意見等

【ハートフル北九州】

- ・SNSは基本的には双方向のコミュニケーションである。情報発信を目的にするとのことだが、ダイレクトに色々なメッセージが来ることもある。何のために行うのかということを絞り込んだほうがいいのではないか。
- ・ブログやホームページを充実させることも必要だが、炎上のリスクもあり、メッセージへ誰が返信し、担当者を誰にするのか、そういったこともしっかり決めて行わなければいけないのではないか。

【自民の会】

- ・委員会等の、どのような情報を発信すべきと考えているか。

【自民党・無所属の会】

- ・今、市のアカウントを利用してツイッター・フェイスブックで提供している定例会の情報や、提供していない質問の登壇者や質問項目の情報、定例会開会中に開催される委員会での協議内容等、そのような内容をどこまで提供するのかなど議論したい。

【自民の会】

- ・よく理解出来た。提案だが、現在、陳情は郵送で受け付けているが、SNSは双方向であるということを考えたときに、例えば、陳情等もSNSを通じて受付できるように考えてみてはどうか。

【公明党】

- ・市議会として独自にアカウントを持つ場合のメリット・デメリットは何か。

【事務局】

- ・詳細については調査のうえ、次回以降、報告したい。
- ・1番のメリットは、発信者側が届けたいタイミング、情報を選別して積極的に発信できること、ではないかと考える。

【日本共産党】

- ・北九州市のフェイスブック、ツイッターのフォロワー数が他都市に比べて多いのは、内容や宣伝が違うからなのか。

【事務局】

- ・他の多くの市議会は、市議会独自のアカウントで運用しているが、本市議会は市執行部のアカウントを利用して定例会開催情報等を発信している。市執行部側のアカウントを利用している都市はフォロワー数などが多く、市議会独自は少ない傾向があるようだ。

【座長】

- ・SNSを利用する方向で、具体的な発信内容、頻度等の検討を進めていきたい。
- ・会派に持ち帰りしっかりと議論していただき、次回、発信する情報の内容や頻度等、具体的な実施方法について議論したい。

3 議会及び議員の政策立案及び政策提言機能の強化について

【事務局説明】

- ・資料3により説明。

【座長】

- ・ただいまの説明を踏まえ、具体的にどのような改善に取り組むことが望ましいと考えるのか、提案会派の説明をお願いします。

【提案会派（自民の会）説明】

- ・独任制である行政に対して、合議制である議会が独自の判断をするためには、議会や委員会において討議を重ね、意思の統一を図る過程が最も大切なプロセスであるということが、議会基本条例の根底に流れていると考えている。
- ・そのためには、委員に選ばれた議員がそれぞれの立場で、自分の言葉で語り、時には委員会討議を重ねる中で譲歩しながら意思を統一していく、これで初めて議会としての判断ができるのではないかと。
- ・現状、議員間討議はまだまだ足りないのではないかと。例えば、カフェトーク in 北九州運営会議のような会議体では議員間討議が進んできているが、意思を決定し「行政にどう対峙するか」という機会においては、なかなか進んでない。
- ・課題として、議員間討議は実際、常任委員会で行われるべきものと考えているが、常任委員会で議論されるべき議案、請願や陳情を議員間討議するのは、かなりハードルが高く、現実的には無理ではないか。しかし、所管事務調査や政策立案、政策提言については、議会独自の政策を作るためにも議員間討論を重ね、議会の意思の統一を行うべき。
- ・政策立案について、例えば、政策提言や政策立案を行いたいと考えたときに、誰に相談、提案し、どのような流れでそれが実現するのかが定まっていない。そこで、改善策として、政策立案や政策提言を行う場合のシステムの構築について議論してはどうか。

※以下、主な意見等

【ハートフル北九州】

- ・提案はもっともだが、政策立案のシステムが定まっていないことよりも、どのようなことが「議員間討議」となるのか、ということではないかと思う。

- ・例えば、政策に関する討議であれば意見が相違するときどうまとめていくのか。各委員が意見を持ち寄るような性格の討議であれば、それはうまく盛り付けていけば、いいものが出来上がるのだらうと思う。議員間討議そのものの、中身の議論が必要ではないか。

【自民の会】

- ・全くそのとおりであり、内容をどうするか考えたときに、例えば、陳情や意見書についての討議では、実は執行部は全く関係なく議員や議会で決めればいい内容だが、どうしても執行部に質問をしてしまう、執行部を見てしまうという現状があるため、これを改める必要があるのではないか。
- ・我々は政務活動費を活用して、事前にしっかりと調査し委員会に臨み、そこで発言していく。これは、すごく単純なことだが一番難しいこと。これを繰り返していくしか手はないと思う。何故、政策立案・提言に関するシステムの構築について提案するかというと、問題となる事案が生じない限り、政策立案等の訓練が出来ないからである。よって、議員個人個人がこういった提案をしたい、こういった政策を作りたいと考えることを皆で共有し議論していく、その議論が正しいかどうかは別問題として、まずはこの段階から始めることを提案したい。

【自民党・無所属の会】

- ・政策立案を行う場合のシステム構築について、例えば、議員間で担当者を決めるなど、もう少し具体的なイメージを教えてください。

【自民の会】

- ・資料の2ページ「本市議会における制定状況」で、これまで政策立案したときに、例えば、プロジェクトチームを作ったり、色々なことをしたりしたが、どのようにして作ったか、事務局に説明してもらいたい。

【事務局】

- ・資料3の2ページ、1番右側「提案者」欄に記載のとおり、平成23年の議会基本条例制定以降、政策等については常任委員会中心主義の下、各常任委員会において、参考人を招いたり政策立案支援事業で講演会を行ったりして検討され、委員会提出議案として提出されたものが多い。
- ・しかし、資料の一番下「子どもを虐待から守る条例」については、超党派のプロジェクトチームを複数の議員が結成し、そのプロジェクトチームで条例案等についてかなりの回数議論がなされ、その検討の成果を当時の保健病院委員会へ引き継ぎ、審査し、条例案として提出、成立した。
- ・「官民データ活用推進基本条例」についても、提案議員等が様々な勉強会を任意で行い、43名が共同の提案者として条例案を作り、提出した。
- ・基本的には常任委員会中心で様々な議論が行われるが、その他、様々な政策立案・提言、そして条例の制定、そういった形は今までも多数行われている。

【自民の会】

- ・説明のように、様々な方法でこれまで政策立案を行ってきたが、これから政策を立案したいと考えたときに、「どのシステムで行うことができるのか」ということが分からない、定まっていない。例えば、少数会派の方が政策立案したいと考えたときに、どのように行えばいいか分からない。だから、ここをシステム化したい。
- ・例えば、会派には政調会長、あるいはそれに類似する方がいると思う。そこで、政調会長会議等を設定し、政策立案に関する提案があればそこで議論する、そのようなシステムを作っていくということをイメージしている。それが正しいということではなく、幹事長会議でもいいので、どこか、政策をオーソライズというか形にする場所を作り、政策立案しようと決まれば、例えば、常任委員会や、場合によってはプロジェクトチームを作り、そこで議員間討議を行ってはどうか。

【自民の会】

- ・政策立案は、議会の大切な部分だと思う。他都市の状況や実施方法等々、事務局で把握しているようでしたら教えて欲しい。把握していなければ、またそれを基にしながら、たたき台として議論してもいいのではないかな。もし分かれば教えて欲しい。

【事務局】

- ・他都市の状況については、他議会の広報誌等により断片的に見ても、様々な方法がある。本件について議論をさらに深めていただくため、事務局において詳細な状況を調査し、次回以降、提示させていただきたい。

【座長】

- ・委員から追加の調査依頼があったため事務局に調査させ、次回提示させていただきたい。
- ・具体的な取り組み方法については、今後、各会派の考えを発表していただき意見交換したいと思うので、それまでに各会派の中でしっかり議論していただきたい。

4 多様な人材が活躍できる議会の環境づくりについて

【事務局説明】

- ・資料4により説明。

【座長】

- ・ただいまの説明を踏まえ、具体的にどのような改善に取り組むことが望ましいと考えるのか、提案会派の説明をお願いします。

【提案会派（ハートフル北九州）説明】

- ・議会の多様性を担保するということは、市政を良くすることだと思う。多様な人材が議会で活躍でき、多様な市民の声を市政に反映できることが重要だと思う。もちろん、市民に選ばれた私たち議員が、働きやすい活躍しやすいということも、その中の一つだと思う。

- ・多様な人材については女性や障害者、LGBTQの方や子育て中、介護中の議員など、色々な状況があり、それぞれが難しいと感じているものを改善出来ればよい。
- ・ハード面とソフト面について、ハード面は、手すりやトイレへのおむつ交換台の設置等、具体的には新任議員や若い議員にも意見を聞いて検討していただければよい。
- ・具体的な提案としては、ハラスメント防止に関する要綱や指針を策定してはどうか。ハラスメントというのはセクハラだけではなく、広い意味では人権侵害で、性別、年齢、職業、宗教、社会的出自、人種、民族、国籍、身体的特徴、セクシャリティーなどの属性、あるいは広く人格に関する言動などにより、相手に不快感や不利益を与え、その尊厳を傷つける行為である。自分は悪気なく言ったことが相手を傷つけることもあるので、要綱なりハラスメントの基準となるものを作り、議員の任期1年目に人権を含めたハラスメント防止研修を実施、議員及び議会事務局の職員、市民全ては無理でしょうが陳情者などの議会に関わる市民を含め議会全体で、広くハラスメント防止というものを進めていきたい。
- ・1人で悩むことのないように、働きやすい、誰もが活躍できる議会を作っていけるのではないかと、そういったこともぜひ、各党派で議論していただきたい。

※以下、主な意見等

【自民の会】

- ・事務局に確認するが、会議欠席事由に「出産」を加えるということだが、病気で、2定例会続けて常任委員会にも本会議にも全く出られなければ議員歳費を削減するという規定があるが、これは、いかなる理由でも削減されるということか。

【事務局】

- ・減額については、北九州市議会議員の議員報酬費用弁償及び期末手当に関する条例第2条第2項に規定されており、「次に掲げる事由以外の理由により欠席した場合」として、公務災害、感染症は一部除外の規定があります。

【自民の会】

- ・例えば、もし産後の経過が悪くて会議を欠席するようなときは、その規定であれば2定例会休んだ場合、歳費を減らされるようになるのか。
- ・不幸にして病気になることはあるわけで、介護の状況など色々な理由で出席出来ないことになり、不幸にして2定例会休んでしまうこともあるかもしれない。そのときに、働いてないということで歳費を削減されるということは、そこに少し問題が出てくるのではないかと私自身は考えるので、もっと具体的に、どのようなことを行えばいいのかという提案をしてもらいたい。

【事務局】

- ・確認のうえ、皆様にお知らせする。

【座長】

- ・ 今後、具体的な取り組みの方針について各会派の考えを発表していただき、意見交換したいと思うので、それまでに会派の中でしっかり議論しておいていただきたい。

5 第2回協議会について

【座長】

- ・ 第2回協議会では、引き続き本日の三つの協議項目について協議するとともに、他の協議項目についても、議論の材料となる資料の準備が整い次第、協議を開始したいと思う。
- ・ 第2回協議会の開催日程については、資料の準備状況を踏まえ事務局に日程調整させ、決まり次第連絡する。

政令指定都市（議）会における議員間討議の状況

1 議員間討議実施の事務手順について

作成状況	
定めている	3市
定めていない	17市（本市）

2 議員間討議実施の事務手順を定めている市（議）会の状況

No	討議の場 (根拠規定)	討議項目・内容等	討議実施の 決定方法	討議の流れ
1	政策検討会議 (議会運営委員会 による取り決め)	<ul style="list-style-type: none"> 議会運営委員会から示された 案件の情報収集及び調査 研究、協議及び検討 議会運営委員会への結果報告 	議会運営委員 会で協議・決定	実績なし
2	特別委員会 (実施要領)	<ul style="list-style-type: none"> 特別委員会付議事件 (委員間討議を求める委員が 申し出た討議テーマ) 	代表者会議で 協議・決定	<ul style="list-style-type: none"> 理事者から基礎的 情報に関する報告 テーマを申し出た 委員がその内容に ついて説明 委員間討議の実施 (原則委員のみ)
3	常任委員会・特別 委員会 (申し合わせ)	<ul style="list-style-type: none"> 市長提出案件 議員提出議案 請願 所管事務 (上記の中から、委員間討議を 求める委員が申し出た案件)	各委員会で 協議・決定	<ul style="list-style-type: none"> 質疑・質問 委員間討議 討論 表決

3 議員間討議実施の事務手順を定めていない市（議）会の状況

No	実施状況（概要）	
1	様々な場において任意に実施	<p>通常の議事の流れの中で適宜実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本 会 議：意見書案に対する質疑 ・常任委員会：議案審査や所管事務調査等 <p>条例提案のために設置するプロジェクトチーム内での打合せや会派間での調整、委員会での審査の場で、議員間で質疑を実施している。</p> <p>以下の機会等において、必要に応じ実施している。</p> <p>（市議会協議会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政令指定都市移行に伴う取組状況 ・議会基本条例（素案） <p>（委員会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管事務調査、付議事件における調査事項の選定 ・調査報告書の取りまとめ ・行政視察の視察先の決定や、視察後の意見交換等
2	委員会において実施	<p>委員長の議事整理権の下、通常の議事の流れて自由に実施することが可能である。</p> <p>常任委員会において、以下の機会に必要なに応じ実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管事務調査における調査事項の選定 ・調査報告書の取りまとめ ・行政視察の視察先の決定や視察後の意見交換 <p>以下のような機会、項目、内容のとおり実施するよう努めることとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会 <p>（議案）：審査において、執行部からの説明・質疑後に委員会で協議し、同意を得た議題について実施する。 その他、委員長報告の項目、内容を決定するために実施する。</p> <p>（請願・陳情）：審査において早期に結論を導き出すために実施する。 （継続審査となったものだけでなく、初回審査から行う。）</p> <p>（所管事務調査）：所管事務調査として、年間のテーマを決め実施する。 （テーマ・項目ごとの調査）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会運営委員会 議題ごとに、各会派へ持ち帰りとなった案件については、会派としての意見を表明した後に実施する。 ・特別委員会 付議事項に沿った項目ごとに実施する。 <p>毎年度、常任・特別委員長会において、議員間討議を実施することについて確認し、委員会において委員からの申し出がある場合等に、当該委員会の判断により実施している。</p>
3	その他	<p>政策条例を検討する過程において必要な討議を実施している。</p>

政令指定都市（議）会における議員提案政策条例について

1 議員による政策条例制定のルール化について

実施状況	
ルール化している	9市
ルール化していない	11市（本市）

2 政策条例制定手続きをルール化している市（議）会の状況

（1）ルール化に至る経緯

No	概要	
1	議会改革等、 議会機能強化の 一環でルール化	円滑な議会運営及び議員提出議案の促進を図ることを目的に、政策に係る議員提出議案に関する手続をルール化した。
		議会改革の一環として、市議会が一体となって問題を解決するために方向性等を決定し、政策条例を策定するためのスキームを定めた。
		議会改革の中で政策立案・提言機能の充実（議員政策提案条例の制定ほか）について協議され、議員・議会による政策提案条例の策定を目指し、政策立案・政策提案を積極的に行っていくため、議員による政策条例案の取扱いに関する確認事項を定めた。
		議会からの政策立案を活発にするため、議会全体としての情報共有の場を明確に位置付け、さらなる政策立案の推進につなげるため、政策立案の推進に向けた枠組みを設定した。
		議会の政策立案及び政策提言に関する機能の強化を図ることを目的に、議会による政策立案を行うための仕組みを構築した。
2	条例制定を目的 にルール化	会派を超えたプロジェクト会議を設置し条例を制定したことを契機に、会議の位置づけなどの明確化を図るため、会議の設置・運営に必要な事項を定めた。
		議員の提案する政策条例等の審議を円滑に行うため、常任委員会等で審査等を行う前に、協議又は調整を行うこととした。
		政策条例を協議する場を、従前の常時設置型から案件ごとに設置する形としたことに伴い、一般的手順として示したものの。
		会派の発議による条例の制定改廃に関する議員提案に当たっての立案手続きを円滑に進めるため、議案提出前のルール化を行った。

(2) 条例議案提出までのルールなど

No	発案主体	条例の選定や方針等 についての協議主体	条例議案作成主体	
			調査研究を 行う主体	条例議案を 作成する主体
1	現員数 1/3 以上の議員で構成する団体			現員数の過半数議員 で構成する団体
2	複数会派の定数 1/12 以上の議員	左記議員の要求を受ける議長が諮問し、議会運営委員会が設置について承認するプロジェクトチーム		
3	議員（会派）	幹事長会議が協議先として確認する常任委員会		小委員会
4	会派共同	各会派の政策担当者で構成する政策担当者会議が協議等のうえ決定する検討主体（常任委員会、プロジェクトチーム、特別委員会 など）		
5	各会派	14 人の議員で構成する政策立案 検討事項調整会議が検討事項を 選定 ⇒議長に報告 ⇒各会派幹事長会議が、右記検 討会議への検討依頼内容を決定	各会派 1 人選出の委員で構成する政策 立案検討会議 ※必要に応じワーキンググループ設置	
6	4 名以上の議員	左記議員の要求を受ける議長が諮問し、議会運営委員会が設置を決定する 政策条例検討会		
議案提出手続のみを定めたもの（事務局による議案内容確認や提出期限等）				
7	会派	※事務局への原案提出、各会派への説明、議案提出の期日等を規定		
	委員会	※正副委員長・会派代表者との事前協議、各会派への説明、市民意見の募 集等の手続きを規定		
8	議員	※事務局への原案提出、各会派への説明・協議等の手続きを規定		
9	議員	※事務局への原案提出、市会運営委員会での説明、所管常任委員会への付 託等の手続きを規定		
	委員会	※委員会での発議、事務局への原案提出、委員会での討議、決定方法等の 手続きを規定		

3 政策条例制定手続きをルール化していない市（議）会の状況

No	条例議案提出までの流れ（概要）	
1	常任委員会において条例案を検討・作成	常任委員会として議案提出
2	議員有志によるプロジェクトチームに おいて条例素案を検討・作成	所管の常任委員会による審査を経て、委員会 として議案提出
3	議員有志による勉強会等を経て条例案 作成	議員有志を提出者として議案提出
4	・議員によるワーキングチームにおい て条例素案を作成 ・各会派から選出された議員で構成す る条例検討会を設置して条例案作成	同検討会全委員を提出者として議案提出
5	全会派から選出された委員で構成する 条例検討会において条例案作成	同検討会全委員を提出者として議案提出

ハラスメント対策の実施状況

1 政令指定都市（議）会の状況

(1) ハラスメント防止に関する条例制定や要綱等の策定状況

実施状況		今後の予定		検討内容
未実施	20市	検討中	1市	議会基本条例における政治倫理規程の改正を検討
		検討予定	1市	未定
		未定	18市 (本市)	—
実施済み	0市			

(2) 議員等を対象としたハラスメント防止に関する研修等の実施状況

実施状況		実施内容	今後の実施予定	
実施	1市	時期：令和2年12月 対象：全議員 内容：セクハラ パワハラ	今年度：実施の有無含め未定	
未実施	19市 (本市)	—	検討中（内容未定含む）	7市 (本市)
			予定なし	12市

※ 本市議会では、平成29年度から市議会議員一般選挙執行の翌年度に議員研修を行うこととしており、平成29年度はハラスメント防止も含む「人権研修」実施。

2 ハラスメント防止等を目的とした条例を制定している市町村議会

自治体名	条例名	施行日
埼玉県川越市	川越市議会ハラスメント根絶条例	平成31年3月7日
大阪府忠岡町	忠岡町議会ハラスメント防止条例	令和2年9月11日
青森県七戸町	七戸町議会ハラスメント防止条例	令和2年12月4日
埼玉県東松山市	東松山市議会ハラスメント防止条例	令和2年12月24日
東京都世田谷区	世田谷区議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例	令和3年6月25日

※いずれも、議員提案により制定された、議員による執行部職員に対するハラスメントの防止を目的としたもの。

3 法改正について

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 一部改正」

(令和3年6月17日付け、全国市議会議長会通知「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律を一部改正する法律の成立について」一部抜粋)

①改正法 令和3年6月10日成立、6月16日公布・施行

②一部改正の主な内容

- ・「地方公共団体の議会」が政治分野における男女共同参画の推進について積極的に取り組むこと
- ・国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に当たっての社会的障壁及び取り組みの実態調査等を行うよう努めるものとする。
- ・国及び地方公共団体は、議会・議員活動と家庭生活（妊娠、出産、育児、介護等）との両立支援のための体制整備等を行うものとする。
- ・国及び地方公共団体は、議員、立候補者等について、セクハラ・マタハラの発生の防止を図るとともに、その問題の発生の防止に資する研修の実施、その問題に係る相談体制の整備などの施策を講ずるものとする。
- ・国及び地方公共団体は、模擬議会、議会・議員活動に対する関心を深める等のための講演会開催の推進その他の人材育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。
- ・国及び地方公共団体は、実態調査等の結果を踏まえ必要な措置を講ずるものとする。

③一部改正に対する全国市議会議長会の動き

- ・今回の法律の一部改正を受け、その詳細を関係府省に照会し、各市議会へ情報提供を図る予定。

政令指定都市（議）会 SNSの運用状況

1 SNSの運用状況

運用状況		媒体別運用状況		左欄の内、市（議）会 独自アカウント	
				有（11市）	無（3市）
有	14市 (内6市は 複数媒体運用)	Twitter	7市	4市	3市（本市）
		Facebook	12市	10市	2市（本市）
		Instagram	1市	1市	—
		LINE	0	—	—
無	6市				

2 SNSの運用におけるメリット・デメリット

	メリット	デメリット
市（議）会独自アカウント	<ul style="list-style-type: none"> 市（議）会に特化した情報をタイムリーに発信することができ、その内容や頻度も議会のみで決定することができる。 議会の情報のみ発信できるため、情報が見落とされることが少なく、議会の情報だけを知りたい市民にとって分かりやすい。 SNSの運用方針を市（議）会独自に決定することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 市アカウントに比べフォロワー数が少ないため、伝えられる相手が少なく、市と共同で運用した場合に得られたであろう相乗効果（フォロワー数の増加など）を失っている可能性がある。 時期によっては、正副議長の活動記事が続くなど内容が単調化したり、発信の間隔が空いたりする場合がある。 本会議や委員会等の情報が投稿の大部分を占めており、同じような投稿ばかりになる。
市公式アカウント利用	<ul style="list-style-type: none"> 市のアカウントはフォロワーが多いため、多数の市民に対し市議会の情報をプッシュ型で通知できる。 SNSの管理の負担が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 市全体の配信数が制限される中で、多くの市政情報の一つとして市議会情報を通知するため、発信できる件数が限られる（少ない）。 発信される多くの市政情報に、議会の情報が埋没してしまう。 純粋な議会のみに対するフォロワー数が把握できない。 市管理者への申請等を要するため、情報発信に多少時間を要するとともに、急な記事変更などに対応できない場合がある。
共通事項	—	(Twitterについて) <ul style="list-style-type: none"> 投稿文字数に制限があり、一度に発信できる内容が限られる。 発信できる情報量が少ないため、こまめに発信する必要がある。

3 SNSに寄せられる市民意見等への対応

対応状況	
情報発信のみのため、全く対応しない	5市
情報発信のみのため回答等行わないが、市（議）会内、又は市（議）会事務局内で情報共有している	6市
原則、情報発信のみのため回答等行わないが、内容により対応が必要と判断した場合のみ、回答等を行っている	3市

具体的対応内容
<ul style="list-style-type: none"> ・問い合わせ内容が明確なコメントに対しては回答を行う。 ・市長事務局に対する質問であったため、担当課へ情報提供したことがある。

4 SNSの運用体制

(1) 広報委員会等の設置状況

設置状況		設置根拠	
有	6	会議規則	2 (下記★印)
		設置要綱	4
無	1	議会運営委員会で運営方法決定し、事務局が情報発信	
	7	事務局内広報担当課あるいは各課が情報を選定し発信	

(2) 広報委員会等の内容

No	名称	構成員	役割	所掌事務	開催頻度
1	広報委員会	各会派から1～2名の議員を選出(計8名)	運用基準の決定等	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより ・ホームページ ・議会放映 	年8回程度
2	議会広報会議	交渉会派から各1名の議員を選出	議会だより掲載案の確認など、各広報媒体に関する協議	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより ・ホームページ ・議会放映 ・周知用ポスター 	年4回以上
3	議会広報会議	各会派から1名の議員を選出	市議会の広報に関する協議	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより ・ホームページ ・SNS 	市議会報の発行ごとに2回ずつ開催
4	広報委員会★	会派構成員3人以上の会派から各1名の議員を選出	議会広報に関する協議又は調整	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会だより ・ホームページ ・議会報告会及び意見交換会 	年に25回程度
5	広報委員会	副議長及び各会派から1名の議員を選出	議会広報に係る協議	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会だより ・ホームページ ・議会放映 	年6回
6	議会広報委員会★	交渉会派から選出した議員10名	議会広報に関する協議又は調整	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会だより ・ホームページ 	年4回

※広報委員会等を設置する市（議）会においても、情報の発信作業担当は事務局

議会活動の市民周知

1 議事堂の一般公開等の状況

(1) 議事堂見学

ア 本市議会の現状

(ア) 受け入れ実績

受け入れ実績：過去3年				
	総数			
	件数	人数	うち学生等	学生以外
令和2年度	6	32	18	14
令和元年度	12	536	408	128
平成30年度	11	550	441	109

(イ) 受け入れ時の対応等

受け入れ時の対応内容	見学範囲	周知方法
<ul style="list-style-type: none"> 資料配付（市議会のしおり 市議会ってなんだ？（子ども向け）） 動画視聴 （市議会広報DVD「明るい未来は市議会から」） 説明内容 （議会のしくみ、議事堂の概要 など） 	<ul style="list-style-type: none"> 議場（全て） 委員会室 	市議会 ホームページ

イ 政令指定都市（議）会の状況（本市議会含む）

(ア) 実施状況について

見学実施の有無		受け入れ実績 （18市の内、実績を集計している16市の コロナ禍前の平成30年度実績の平均）	
見学受け入れ有り	18市（本市）	受入総数（本市）	うち学生（本市）
見学受け入れ無し	2市	615人（550人）	556人（441人）

(イ) 見学受け入れ時の対応内容について

対応状況	主な内容
資料配付	15市（本市） ・市（議）会のしおり等のパンフレット・リーフレット類 ・市（議）会だより など
動画視聴	4市（本市） ・市（議）会の紹介や議会のしくみを説明する内容 など
説明	17市（本市） ・議事堂等施設の概要 ・議会のしくみ など

(ウ) 見学可能な範囲について

見学の範囲			
議 場	全て	16市（本市）	—
	一部	2市	傍聴席のみ
委員会室	11市（本市）		—
その他	4市		全員協議会室、モニター室、図書室 議長公室、運営委員会室 など

(エ) 見学受け入れ実施の周知について

周知状況・方法				
している	9市	市議会ホームページ	6市（本市）	—
		市議会等の広報誌	2市	—
		市議会SNS	1市	—
		その他	5市	小学校等へ案内、 チラシ・ポスター配布
していない	9市	議員を介する依頼や、学校から直接依頼があった場合にのみ受け入れ		

(2) その他議事堂の一般公開

(1) の議事堂見学とは別に、市（議）会や市執行部が主催する行事等において議事堂を活用し、広く一般市民等に公開又は開放している事例。

ア 本市議会の現状

実施概要
・平成20年度から議場において、北九州青年会議所主催の中学生議会「ドリームサミット」を開催（議場や委員会室を使用）

※参考：本市議事堂周辺で開催されているイベント等（本市主催の主なもの）

事業・行事名	時期	概要	場所
こくら de フリマ	3～5月	フリーマーケット開催	勝山公園大芝生広場
小笠原流鎗馬	5月	「流鎗馬」を小倉城で開催	小倉場歴史の道・特設馬場
小倉祇園太鼓	7月	競演大会や太鼓広場を開催	小倉城周辺
紫川フェスティバル	8月	アクアスロン大会開催	紫川及び勝山公園大芝生広場周辺
小倉城まつり	10月	小倉城の秋の祭り	小倉城天守閣前広場
エコライフステージ	10月	環境イベント	北九州市役所周辺

イ 他政令指定都市（議）会の状況

No	実施概要
1	<ul style="list-style-type: none"> 市執行部が実施する「市役所見学ツアー」の一環として本会議場を案内（令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、動画配信のみ実施）
2	<ul style="list-style-type: none"> 毎年、第1回定例会開会日に議場コンサートを開催し、先着順にて傍聴席を開放（令和2年・3年は新型コロナウイルスの影響により中止）
3	<ul style="list-style-type: none"> 市執行部が実施する「キャリア教育イベント」の一環として議場の見学・記念写真撮影を実施（新型コロナウイルスの影響により令和2年度、3年度は中止）
4	<ul style="list-style-type: none"> 市執行部が実施する「親子参加の動く市政教室」等の会場として議場を利用（参加児童による模擬的な本会議体験の実施）
5	<ul style="list-style-type: none"> 小学生対象のイベント「子ども市会」の会場として、委員会室及び本会議場を利用 議場内でのコンサートを開催（傍聴席にて鑑賞） 市執行部が実施する市庁舎開放イベントや市庁舎ガイドツアーの一環として、議事堂の一般公開を実施
6	<ul style="list-style-type: none"> 「明治150年」及び「市民による自治120年」の記念事業として議事堂の一般公開を実施（事務局職員が1日2回市議会の歴史と議場について説明） 市（議）会周年事業として議事堂の一般公開を実施（事務局職員が1日2回市議会の歴史と議場について説明）
7	<ul style="list-style-type: none"> 夏休み期間に「親子議場見学会」を実施（模擬本会議・委員会の体験、議場・委員会室等の見学 など）
8	<ul style="list-style-type: none"> 6月定例会1日目の本会議開始前に議場コンサートを開催

2 定例会開催等の周知（市議会ホームページ以外の方法による周知）

■他政令指定都市（議）会及び本市議会の状況

他政令指定都市（議）会及び本市議会の状況					本市														
周知方法	実施状況	主な掲載・放送内容	掲載場所	年間経費	実施状況	活用できる主な広告媒体													
電車やバスの中吊り広告 ・ポスター掲示	10市	・定例会等の日程 ・傍聴や議会中継等のお知らせ など	・地下鉄、バス等の駅構内や車内 ・市内公共施設 （区役所・図書館等） ・市内高校・大学等	（例） ポスター作成・掲出費等： 約500万円～約1,200万円	×	○市内公共交通機関													
デジタルサイネージ	10市	・定例会等の日程 ・傍聴や議会中継等のお知らせ など	・市役所、区役所等 ・公共交通機関の駅等 （市営、民間） ・街頭の電光掲示板	（例） 市公共施設内： 基本的に無料	×	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>費用</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北九州モノレール</td> <td>無料</td> <td>市広報室所管分</td> </tr> <tr> <td>市営バス</td> <td rowspan="2">有料</td> <td rowspan="2">・広告掲出料必要（掲示物の大きさ、場所等による） ・掲示物作成費用必要</td> </tr> <tr> <td>西鉄バス</td> </tr> <tr> <td>JR</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	費用	内容	北九州モノレール	無料	市広報室所管分	市営バス	有料	・広告掲出料必要（掲示物の大きさ、場所等による） ・掲示物作成費用必要	西鉄バス	JR		
種類	費用	内容																	
北九州モノレール	無料	市広報室所管分																	
市営バス	有料	・広告掲出料必要（掲示物の大きさ、場所等による） ・掲示物作成費用必要																	
西鉄バス																			
JR																			
周知方法	実施状況	媒体 主な掲載・放送内容	放送期間	年間経費		種類	設置場所	内容											
市政テレビ・市政ラジオ	3市	<ラジオ> ・定例会の日程 ・傍聴 ・インターネット配信のお知らせ	・各定例会3週間前から閉会直前の放送回まで	（例） 市広報担当部署の放送枠利用：無料 番組制作委託費等： 約500～1,000万円程度	○ （不定期）	コンコース柱壁面 65インチモニター	JR小倉駅3階 コンコース大階段側	有料： 月約3～10万円 放映： 月約1～1.5万回											
		<テレビ> ・定例会・臨時会に関するお知らせ	・各定例会終了後、概ね10～30日間放送			バス停 約30インチモニター	西鉄バス砂津バス停												
		<テレビ> ①定例会ダイジェスト ②正副議長、各会派議員による新年の抱負 ③予算議会での各会派代表者による座談会 <ラジオ> ④議長・副議長による議会の情報発信や活動紹介	<テレビ> ①定例会ごと ②毎年1月 ③予算特別委員会開催前 <ラジオ> ④不定期（年4回）			○テレビ・ラジオ													
新聞広告・テレビCM	2市	<新聞広告> ・定例会日程のお知らせ ・ポスター画像 <新聞広告> ・会議日程のお知らせ ・議会のトピックス	・各定例会及び予算・決算特別委員会開催前（計6回） ・9月定例会・2月定例会代表質問等直前の休日	（例） 制作・掲載・放送費等： 約40万円～300万円程度	×	○CATV（有線テレビ）													
周知方法	実施状況	主な掲載内容	主な設置場所	年間経費		種類	場所	内容											
立て看板・懸垂幕等	8市	・会議当日の予定（本会議・委員会名、会場など） ・週間会議日程のお知らせ ・定例会の紹介 ・「議会開催中」のお知らせ ・「議会開会日」のお知らせ	・市役所庁舎 ・区役所・出張所 ・議事堂	（例） ポスター等掲出物作成費等： 約3万円～約50万円程度	△	○大型ビジョン													
						JR小倉駅 JAMビジョン	小倉駅3階南北連絡通路内 （JR九州みどりの窓口上部壁面）	費用： 月約3～10万円 放映： 月約1,000～1,500回											
グリーンライザ北九州 大型ビジョン	小倉駅南口カーサグランデ第一ビル東側（駅前ロータリー側）壁面																		
あるあるCity 街頭ビジョン	小倉駅北側あるあるCity西側（駅前駐車場側）壁面																		
アンサービジョン	小倉駅北側 アクシオ北九州壁面																		
リバーウォーク北九州	①リバーウォークビジョン（大型：紫川側壁面） ②ミスティックビジョン（中型：ミスティックコート）																		
						○無料配布広報誌													
						種類	発行時期・部数	内容											
						LIVING（リビング北九州）	毎週土曜日 発行部数 179,300部	費用：1号当たり約5万円											
						サンデー北九州	毎週土曜日 発効部数 約31万部	費用：1号当たり6万円											

議事堂見学・受け入れ実績 政令指定都市(議)会比较

No	政令指定都市名	H30年度受入人数 (仙台はR1年度)		H30年度受入件数 (仙台はR1年度)	H30.4.1人口 (仙台はH31.4.1)	H30年度受入人数 人口規模調整後 (仙台はR1年度)				H30年度受入件数 人口規模調整後 (仙台はR1年度)			
		①				②		①×本市③ ÷各市③				③	
		総数	左記の内、学生以外			※学生以外のみの件数は不明であるため、総数のみ	全16市中の順位	全14市中の順位	全16市中の順位	総数	左記の内、学生以外	総数のみ	
1	北九州	550	109	11	945,061	550	4	109	6	11	6		
2	札幌	583	未集計	15	1,961,225	281	8	未集計		7	9		
3	仙台	104	34	3	1,085,235	91	14	30	9	3	10		
—	さいたま	未集計											
4	千葉	134	14	2	975,669	130	10	14	11	2	13		
5	川崎	161	未集計	4	1,509,887	101	13	未集計		3	12		
6	横浜	924	268	10	3,731,706	234	9	68	8	3	11		
7	相模原	3,327	20	43	722,334	4,353	1	26	10	56	1		
8	新潟	8	0	1	801,298	9	16	0	14	1	14		
9	静岡	330	242	20	696,291	448	5	328	1	27	2		
10	浜松	103	76	7	793,904	123	11	90	7	8	7		
11	名古屋	783	321	29	2,311,132	320	6	131	3	12	5		
12	京都	958	175	37	1,466,937	617	2	113	5	24	3		
13	大阪	851	593	22	2,716,989	296	7	206	2	8	8		
14	堺	93	5	1	831,858	106	12	6	12	1	15		
15	神戸	909	192	22	1,527,481	562	3	119	4	14	4		
—	岡山	未集計											
16	広島	21	2	1	1,196,961	17	15	2	13	1	16		
—	福岡	未実施											
—	熊本	未実施											